桶川市自治会等活動保険加入保険料補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会、町会等（以下「自治会等」という。）の地域住民が日常生活の場を通してその地域の共通の目標を持って行うまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）に係り自治会等が加入する保険（以下「活動保険」という。）に対し、予算の範囲内において、桶川市自治会等活動保険加入保険料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和３０年桶川市規程第４号。以下「規程」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（事業主体）

第２条　この補助金の交付を受ける事業主体は、桶川市区長設置規則（昭和４６年桶川市規則第１４号）別表第１に規定する区域（複数の区が合同で実施する場合は、１つの区域とみなす。）の自治会等とする。

　（補助対象保険）

第３条　補助の対象となる保険は、自治会等が行うコミュニティ活動に伴う事故等の損害の補償を受けるために、自治会等が会員全体として加入する活動保険とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、活動保険の保険料の２分の１とする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自治会等は、様式第１号の桶川市自治会等活動保険加入保険料補助金申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

(1) 桶川市自治会等活動保険加入実績書（様式第２号）

(2) 加入した活動保険の内容が分かるもの（パンフレット等）

(3) 活動保険に加入したことを証する書類の写し

(4) 保険料を支払ったことを証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

２　前項各号の書類の提出により、規程第６条に規定する事業結果の報告があったものとみなす。

　（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかにその内容を審査し、可否を決定し、桶川市自治会等活動保険加入保険料補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（交付の請求）

第７条　前条の交付決定を受けたものは、桶川市自治会等活動保険加入保険料補助金請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする．

　（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成１７年４月１日以後に加入した活動保険について適用する。

　　附　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年告示第２４８号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。